

区画漁業権及び定置漁業権途中免許に係る海区漁場計画（変更）作成基準の運用

令和7年8月7日制定

1 区画漁業権

（１）栽培漁業に係る取扱い

栽培漁業に係る種苗の中間育成及びこれにかかる餌料確保のための養殖は、次により取り扱う。

ア あわび等の長期にわたり水面を占有するものは、漁業権の対象として取り扱う。

イ さけ等の中間育成として、短期間（概ね３か月）に仮設的に行うものは、漁業権の対象としない。

ウ 餌料用の海藻を生産する場合であっても、区画漁業権の内容たる方法で生産する場合は、漁業権の対象として取り扱う。

（２）漁業の種類

ア 基準第４のⅡの１の（１）のイに定める「実体を伴う操業」とは過去の実績、漁場環境への配慮及び養殖技術などを勘案して判断する。

イ 行使実績のない漁業の種類を存続する場合又は新規に漁業の種類を追加する場合は、具体的な事業計画があり、確実な操業が見込まれる場合に限り計画する。

（３）漁場の区域

区域を拡大する場合は、原則として過去の行使において空き施設がなく、新規着業、協業化、省力化、一人当たりの行使規模の拡大が配慮されているものとする。

（４）新規着業及び規模拡大等の促進

団体漁業権について、意欲ある組合員が円滑に新規着業又は規模拡大できるように、また、人手不足等により生産力が十分に発揮されていない漁場を地域の枠を超えて有効活用できるように、組合員行使権を有する者の資格の住所要件を緩和するなど、漁業権行使規則の内容変更を柔軟に対応する。

（５）その他

ア 港湾整備計画のある漁場については、必要性が認められる場合に計画する。

イ 基準第４のⅡの１の（５）及び（６）に定める「措置」については、漁業権行使規則で定めるものとする。

ウ 疾病発症が危惧される養殖種については、種苗の購入元、流通経路等が把握できるよう、その入手に関して確実な意思決定を要することを漁業権行使規則で定めるものとする。

2 定置漁業権

（１）夏網、秋網、周年網の区分は、現行どおりとする。

ア 夏網 漁業時期が３月１日から１１月１５日までの期間内のもの。

イ 秋網 漁業時期が８月１日から翌年２月末日までの期間内のもの。

ウ 周年網 漁業時期が夏網と秋網にかかるもの。

（２）既存漁場

ア 基準第４のⅢの１の（３）のアに定める「漁獲圧が増加しない場合」については、近隣漁場の漁獲状況等から総合的に判断する。沖出し又は移動を認める場合は、秋さけ及びくろまぐ

ろ資源の保護に十分配慮して、区域の調整を行う。

イ 基準第4のⅢの1の(3)のイに定める「大型クラゲや災害等による被害」とは、大型クラゲの大量入網や集中豪雨等で発生した漂流物及び急潮などの影響で、漁獲量が被害以前に比べ大きく減少している場合をいう。

ウ 基準第4のⅢの1の(2)及び(3)のウの「やむを得ない事情」とは、地震や津波による海底地形の変化や海底の岩礁等による漁具の被害が頻発するなど、経営上大きな問題があると認められる場合をいう。

なお、これらの場合、事実確認のため、調査結果、関係書類の提出を求めることがある。
また、沖出しについては、垣網の延長は認めない（岸側の区域を削る）。